

非正規雇用労働者をキャリアアップさせたい！

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成金を支給します！

正社員化コース

- 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成
 < >は生産性の向上が認められる場合の額、()内は大企業の額～以下全コースに適用
 <支給額>
- ① 有期→正規：1人当たり57万円 <72万円> (42万7,500円<54万円>)
 ② 無期→正規：1人当たり28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>)
 <①、②を合わせて1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで>
- ※ 多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）へ転換等した場合には正規雇用労働者へ転換等したもののみとみなします。
- 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合に助成額を加算
 1人当たり28万5,000円<36万円>（大企業も同額）
 - 母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合に助成額を加算
 （転換等した日において母子家庭の母等又は父子家庭の父である必要があります）
 ①：1人当たり95,000円<12万円>、②：47,500円<60,000円>（大企業も同額）
 - 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換等した場合に助成額を加算
 ①：1人当たり95,000円<12万円>、②：47,500円<60,000円>（大企業も同額）
 - 「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換等した場合に助成額を加算
 1事業所当たり95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>）<1事業所当たり1回のみ>

障害者正社員化コース

- 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額
重度身体障害者、重度的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年 (1年)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
重度以外の身体障害者、 重度以外の知的障害者、 発達障害者、難病患者、 高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)		45万円 × 2期 (33.5万円※ × 2期) ※第2期の支給額は34万円
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)

支給対象者1人あたり、上記の額を支給します。

支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期といいます。

賃金規定等改定コース

○ すべてまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に助成

<支給額>

対象労働者数が ① 1人～5人： 1人当たり32,000円<40,000円> (21,000円<26,250円>)
② 6人以上： 1人当たり28,500円<36,000円> (19,000円<24,000円>)

<1年度1事業所当たり100人まで、申請回数は1年度1回のみ>

- 中小企業において3%以上5%未満増額改定した場合に助成額を加算
1人当たり14,250円<18,000円>
- 中小企業において5%以上増額改定した場合に助成額を加算
1人当たり23,750円<30,000円>
- 職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に助成額を加算
1事業所当たり19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) <1事業所当たり1回のみ>

賃金規定等共通化コース

○ 有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成

1事業所当たり57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>) <1事業所当たり1回のみ>

賞与・退職金制度導入コース

○ 有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成

1事業所当たり38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>) <1事業所当たり1回のみ>

- 同時に導入した場合に助成額を加算
1事業所当たり16万円<19万2,000円> (12万円<14万4,000円>)

選択的適用拡大導入時処遇改善コース

○ 労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、社会保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに社会保険の被保険者とした場合に助成

1事業所当たり19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) <1事業所当たり1回のみ>

- 措置該当日以降に新たに社会保険の被保険者となった有期雇用労働者等の基本給を一定の割合以上増額した場合に基本給の増額割合に応じて以下の助成額を加算
2%以上 3%未満：1人当たり 19,000円< 24,000円> (14,000円< 18,000円>)
3%以上 5%未満：1人当たり 29,000円< 36,000円> (22,000円< 27,000円>)
5%以上 7%未満：1人当たり 47,000円< 60,000円> (36,000円< 45,000円>)
7%以上 10%未満：1人当たり 66,000円< 83,000円> (50,000円< 63,000円>)
10%以上 14%未満：1人当たり 94,000円<11万9,000円> (71,000円< 89,000円>)
14%以上：1人当たり13万2,000円<16万6,000円> (99,000円<12万5,000円>)

<支給申請上限人数は45人まで>

- 措置該当日以降に有期雇用労働者等の生産性の向上を図るための取組（研修制度や評価の仕組みの導入）を行った場合に助成額を加算

1事業所当たり10万円（75,000円）<1事業所当たり1回のみ>

※ 本コースは、令和4年9月30日までの時限措置となります。

短時間労働者労働時間延長コース

- 短時間労働者の週所定労働時間を延長するとともに、処遇の改善を図り、新たに社会保険の被保険者とした場合に助成

<支給額>

- ①短時間労働者の週所定労働時間を3時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合
1人当たり22万5,000万円<28万4,000万円> (16万9,000円<21万3,000万円>)

- ※ 延長後6か月の週所定労働時間と延長前6か月の週あたりの平均実労働時間の差が3時間以上である場合に加え、延長前後の6か月の週所定労働時間の差が3時間以上であって、延長前後の平均実労働時間の差が3時間以上である場合も含まれます。
- ※ 令和6年9月30日までの間、支給額を増額しています。

- ②労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長するとともに基本給を昇給し、新たに社会保険に適用した場合

1時間以上2時間未満：1人当たり 55,000円<70,000円> (41,000円<52,000円>)
2時間以上3時間未満：1人当たり 11万円<14万円> (83,000円<10万5,000円>)

- ※ 延長時間数に応じて延長時に基本給を昇給することで、手取り収入が減少していないと判断します。
1時間以上2時間未満：10%以上昇給 2時間以上3時間未満：6%以上昇給
- ※ 令和6年9月30日までの暫定措置となります。

<1年度1事業所当たり支給申請上限人数は45人まで>

※令和6年9月30日までの間、上限人数を緩和しています。

その他

- ◆ 助成金の利用に当たっては、雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置し、事前に「キャリアアップ計画」を作成したうえで、管轄労働局長の認定を受ける必要があります。
- ◆ 生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。
- ◆ キャリアアップ助成金の申請様式等については、厚生労働省ホームページを参照ください。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。
上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局へお尋ねください。
・雇用助成金さっぽろセンター6F (北海道労働局) TEL 011-788-9071